

令和3年度3月期－1 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

都市整備部下水道課

6 監査の期間

監査対象期間 令和3年4月1日から令和4年2月28日まで
監査実施期間 令和4年3月6日から令和4年3月29日まで

7 本監査の期日

令和4年3月29日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

一般会計及び下水道事業会計における契約事務関係において、着手届や監督職員決定通知等に一部誤りが見られた。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

一般会計における使用料及び手数料の法定外公共物使用料（水路分）について、平成27年度からの収入未済金の調定処理が行われていない状況が確認できた。必要な措置を講ずるとともに、適正な管理と収納対策について検討願いたい。

下水道事業会計における公共下水道の水洗化率については、令和2年度末で92.84%であり、法律では供用開始後3年間以内での接続が定められていることから、更なる水洗化率の向上に向けた対策の強化を願いたい。

財務事務等の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

今後も適正な業務遂行を努められたい。